

令和8年度

飛騨市スポーツ文化活動充実交付金

市では、子どものスポーツ及び文化活動を支援する補助制度を設けています

対象となる団体

- ・ 飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」
- ・ 飛騨市認定地域クラブ
- ・ 岐阜県認定総合型地域スポーツクラブ



対象経費

団体の活動の幅を広げ、選手などのモチベーション向上につながる以下のような活動経費が対象です。

- ・ 練習等に使用する消耗品費
- ・ 練習等に使用する機械器具購入費
- ・ 試合等に使用するユニフォーム購入費
- ・ 練習試合や市外遠征等に要する経費
- ・ 講師謝礼（認定地域クラブは市謝礼補助があるため対象外） など



[ご注意] 飲食費など、一部対象外となる経費があります。

交付額

当該年度7月1日現在の団体登録人数一人当たり7,000円※まで ※令和8年度金額

※ スポーツ少年団、認定地域クラブは飛騨市に住所を有し、現に居住している保育園児（3歳以上児）小中高校生が対象。総合型地域スポーツクラブは市に住所を有し、現に居住している中学生が対象

※ 複数団体に所属する者は、異なる競技等で2団体まで交付金の対象となる（ただし、同一種目は不可）

※ 事前着手届、交付申請書、実績報告書などの補助金申請書類の提出が必要

[問い合わせ先・申請書類提出先]

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市教育委員会事務局

■スポーツ系 スポーツ振興課 TEL:0577-62-8030

E-mail:sportshinkou@city.hida.lg.jp

■文化系 生涯学習課 TEL:0577-73-7495

E-mail:syogaigakusyu@city.hida.lg.jp

